

期日前投票制度および不在者投票制度

投票日にお仕事や旅行、病気などで投票所に行くことができない方は、期日前投票制度または不在者投票制度を利用することができます。

◆期日前投票制度

投票日前でも投票日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）制度です。町内2箇所を実施しますが、それぞれの投票所で投票できる期間や時間が違いますのでご確認ください。
また、期日前投票をする日に満20歳以上であることが必要です。

幌延町役場期日前投票所

■場所

幌延町役場

■期間

- ①知事 3月27日(金)
～4月11日(土)
- ②道議 4月4日(土)
～4月11日(土)
- ③町議 4月22日(水)
～4月25日(土)

■時間

午前8時30分～午後8時

問寒別生涯学習センター

■期日前投票所

■場所

問寒別生涯学習センター

■期間

- ①知事 4月9日(木)
～4月11日(土)
- ②道議 4月9日(木)
～4月11日(土)
- ③町議 4月23日(木)
～4月25日(土)

■時間

午前10時～午後4時

◆不在者投票制度

お仕事の都合や病気の場合に、幌延町以外の市町村選挙管理委員会や病院などにおいて投票することができるとの制度です。

■場所

幌延町以外の市町村選挙管理委員会または不在者投票施設として登録された病院等

このような投票は無効となります！

次のような投票は無効となりますので、ご注意ください。

- ▼投票用紙以外の紙（入場券、メモ用紙、名刺など）に候補者の氏名を書いて投票したもの。
- ▼2人以上の候補者の氏名を書いたもの。
- ▼候補者の氏名のほかに他事を記載したもの。
- ▼候補者の氏名を自書していないもの。（ゴム印を使用したものなど）

※遠隔地における不在者投票の手続は郵送で行うこととなるので、投票用紙の請求など、速やかに手続をしないと投票日に間に合わないことがありますのでご注意ください。



選挙事務に関する詳細については、幌延町選挙管理委員会へお問い合わせください。

■問い合わせ先

幌延町選挙管理委員会
(役場総務課内)

電話

5-11111

告知端末機

5-8811